

奈良県告示第三百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項又は第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和七年三月七日

奈良県知事 山下 真

業 者	指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若 しくは居宅介護支援事 業者	訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援 事業所	変 更 事 項		変 更 年 月 日
	名称		主たる事務 所の所在地	旧	
	医療法人 岡谷会	医療法人 岡谷会訪 問看護ス テーション あじさ い	大和郡山 市 ○五―七	大和郡山 市 ○五―七	令和七年一 月一日
	奈良市西木 辻町二〇〇 番地	大和郡山 市新町三〇五 ―九二	大和郡山 市新町三 〇五―九	大和郡山 市新町三 〇五―九	